

申告書の書き方は、2～8ページをご覧ください。

令和8年度分(令和7年1月～令和7年12月分) 市民税・県民税申告書

(宛先) 入間市長

令和8年1月1日の住所 入間市豊岡 1-16-1

現住所 ☒ 同上

フリガナ イル マ タ ロウ

氏名 入間太郎

生年月日 35年6月6日

職業 会社員

個人番号 100020003000

世帯主名 入間太郎 (総納 本人)

電話番号 (2964) 1111

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 国民健康保険料 125,000円 B 介護保険料 50,000円 C 後期高齢者医療保険料 50,000円 D 国民年金料 336,480円

合計 (A+B+C+D+E) 561,480円

⑭ 小規模企業共済等掛金控除 円

⑮ 生命保険料控除 新生命保険料の計 介護医療保険料の計 新個人年金保険料の計

140,000円 円 120,000円

⑯ 地震保険料控除 地震保険料の計 旧長期損害保険料の計

100,000円 円

本人該当区分 ☒ 専続控除 ☐ 配偶者 ☐ 死亡不明 ☐ ひとり親控除 ☐ 離婚 ☐ 未婚

配偶者の氏名 入間花子 生年月日 45年8月7日

配偶者控除 個人番号 200030001000 障害の程度 身障・精・認 級・度

配偶者特別控除 配偶者の氏名 0 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)

合計所得金額 0円

扶養控除 ⑰ 扶養親族 1 入間一郎 14年5月1日 同居 子 33万円

個人番号 400050000600 障害の程度 身障・精・認 級・度

2 入間二郎 15年10月10日 同居 子 45万円

個人番号 500060004000 障害の程度 身障・精・認 級・度

合計所得金額 0円

3 入間三郎 18年5月20日 同居 子 3万円

個人番号 700080004000 障害の程度 身障・精・認 級・度

合計所得金額 1,220,000円

4 入間四郎 22年2月5日 同居 子 万円

個人番号 600040005000 障害の程度 身障・精・認 級・度

合計所得金額 万円

⑱ 雑損控除 A 損害金額 円 B 保険金など受取られた金額 円 C 差し戻金 円

A 支払った医療費等 B 保険金など受取られた金額 C 差し戻金

医療費控除 1,005,540円 300,000円 705,540円

5 給与・公的年金等以外の所得 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外の所得) に係る市民税・県民税の計算方法

☐ 1 給与から差し引き (特別徴収) ☐ 2 自分で納付 (普通徴収)

内専従給 この欄は記入しない 本人専従 青・白 左の枠内は職員専用欄です。

非課税所得 いてください。 子・特 有・無

資料区分 市申告 専従市申告 111 601

宛コード

次年送付 1 2

口座 有・無 区分 新・更 マ・済・未

※上記の(個人番号)欄には申告者(本人)のマイナンバーを記入してください。

2964 1111

(裏面へ)

申告書 記入例

※源泉徴収票に記載のない事項を申告する場合は、それぞれの項目に必ず記載してください。

※生命保険料控除等の申告をする場合には、支払金額の分かる控除(払込み)証明書等の書類(コピー)の提出もお願いいたします。

申告書の書き方

住所・氏名等の欄……………住所、氏名、生年月日、職業、電話番号、個人番号などを正しく記入してください。

1. 収入金額等……………令和7年1月1日から令和7年12月31日までに得た収入です。
2. 所得金額……………収入金額等から必要経費等を引いた金額です(給与や公的年金等の控除計算をした場合は、その金額となります)。

ア及び① 営業等収入・所得……………卸売業、小売業、製造業、保険の外交、ホステス、個人教授など農業以外の事業です。

イ及び② 農業収入・所得……………米、麦、野菜、果樹(茶葉等)の生産などの事業です。

ウ及び③ 不動産収入・所得……………地代、家賃などです。

※営業等所得・農業所得・不動産所得は、申告書裏面の収支内訳書及び「7事業・不動産所得に関する事項」を用いて計算してください。

エ及び④ 利子収入・所得……………公社債、預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金などです。(源泉分離課税分を除きます)

オ及び⑤ 配当収入・所得……………法人から受ける利益の配当、投資信託(公社債投資信託及び、公募公社債等運用投資信託を除く)の収益の分配などです(申告書裏面「8配当所得に関する事項」を用いて計算してください)。上場株式等に係る配当所得については、申告分離課税を選択することもできます。

カ及び⑥ 給与収入・所得……………給料、俸給、賃金、歳費、賞与などです。(給与収入金額)……………令和7年中の収入となることが確定した金額で、所得税や社会保険料などを差し引く前の金額を記入してください。また、源泉徴収票の写しを申告書に添付してください。なお、源泉徴収票のない人は申告書裏面「6給与所得の内訳」に記入してください。

※給与所得の計算

給与等の収入金額	A	円
----------	---	---

申告書の「1収入金額等」の「カ」に「A」の金額を転記してください。

Aの金額	給与所得	
～650,999円	0円	
651,000円～1,899,999円	$A - 650,000円 =$	円
1,900,000円～3,599,999円	$A \div 4 = B$ (千円未満の端数切捨て)	$B \times 2.8 - 80,000円$ 円
3,600,000円～6,599,999円	B 円	$B \times 3.2 - 440,000円$ 円
6,600,000円～8,499,999円	$A \times 0.9 - 1,100,000円$	円
8,500,000円～	$A - 1,950,000円$	円

Aを上記の表に当てはめて計算し、算出された給与所得の金額(※)を申告書の「2所得金額」の⑥に転記してください。

※ただし、所得金額調整控除の要件に当てはまる場合は、各所得金額調整控除を差し引いた金額を記入してください。

◎所得金額調整控除

①子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす場合、給与所得から控除できます。

- (1)本人が特別障害者に該当する場合
- (2)特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合
- (3)22歳以下の扶養親族を有する場合

所得金額調整控除 = (給与収入金額(※) - 850万円) × 0.1

※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円で計算

また、この控除を受ける場合、申告書の「11所得金額調整控除に関する事項」に必要事項を記入してください。

②給与所得と年金所得の両方を有する者に対する所得金額調整控除

給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計所得が10万円を超える場合、給与所得から控除できます。

所得金額調整控除(※1) = 給与所得(※2) + 公的年金等雑所得(※3) - 10万円

※1 上記①の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します。

※2 給与所得が10万円を超える場合には、10万円

※3 公的年金等雑所得の金額が10万円を超える場合には、10万円

所得がなかった方は

申告書の表面に加え、裏面右下「17所得がなかった人の記入欄」に記入してください。欄内1～3に該当する項目がない場合は、「4その他」にどのように生計を立てていたか記入してください。

所得がなかった場合でも、次の方は申告が必要です。

- 国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方
- 前年の所得情報は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料などの算定基準となるほか、低所得世帯への軽減判定にも必要です。また、高額医療費の算定基準にもなり、未申告ですと高額医療費が支給されない場合があります。
- 児童扶養手当の認定を受ける方
- 非課税(所得)証明書が必要な方

17 所得がなかった人の記入欄

1 次の人から生活の援助、仕送りを受けていた。

住所 続柄

氏名 生年月日 年 月 日

電話番号

2 学生の場合

学校名 年在学中

3 生活状況を記入してください。

- ☐ 雇用(失業)保険・労災保険等を受給していた。
- 年間受給額 円
- ☐ 遺族年金・障害年金・福祉年金等を受給していた。
- 年間受給額 円
- ☐ 生活保護法による生活扶助を受けていた
- ☐ 預貯金で生活していた・家族と生活を共にしていた
- ☐ 病気療養中(通院・入院)

4 その他

キ及び⑦ 雑収入・所得（公的年金等）……………国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給などです。
（公的年金等の収入金額）……………源泉徴収票に記載された金額を記入してください。また、2箇所以上の支払いがある場合は合算した金額を記入してください（源泉徴収票の写しを申告書に添付してください）。

※公的年金等（雑所得）の計算

公的年金等の収入金額	A _____ 円
------------	-----------

申告書の「1収入金額等」の「キ」に「A」の金額を転記してください。

区分	Aの金額	公的年金等の雑所得	区分	Aの金額	公的年金等の雑所得
昭和36年1月2日以降に生まれた人	～600,000円	0円	昭和36年1月1日以前に生まれた人	～1,100,000円	0円
	600,001円～1,299,999円	A－600,000円 _____ 円		1,100,001円～3,299,999円	A－1,100,000円 _____ 円
	1,300,000円～4,099,999円	A×0.75－275,000円 _____ 円		3,300,000円～4,099,999円	A×0.75－275,000円 _____ 円
	4,100,000円～7,699,999円	A×0.85－685,000円 _____ 円		4,100,000円～7,699,999円	A×0.85－685,000円 _____ 円
	7,700,000円～9,999,999円	A×0.95－1,455,000円 _____ 円		7,700,000円～9,999,999円	A×0.95－1,455,000円 _____ 円
	10,000,000円～	A－1,955,000円 _____ 円		10,000,000円～	A－1,955,000円 _____ 円

Aを上記の表に当てはめて計算し、算出された公的年金等に係る雑所得の金額を申告書の「2所得金額」の⑦に転記してください。

※公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は、控除額を10万円減額

※公的年金等以外の所得金額が2,000万円を超える場合は、控除額を20万円減額

ク及び⑧ 雑収入・所得（業務）……………原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得です。この所得がある場合は申告書裏面「9雑所得（公的年金等以外）に関する事項」を記入し、収入金額から必要経費を差し引いた額を⑧に記入してください。

ケ及び⑨ 雑収入・所得（その他）……………公的年金および業務以外で、他のどの所得にもあてはまらないものです。この所得がある場合は申告書裏面「9雑所得（公的年金等以外）に関する事項」を記入し、収入金額から必要経費を差し引いた額を⑨に記入してください。

コ・サ及び⑩ 総合譲渡収入・所得……………車両、船舶、機械など土地建物以外の資産の譲渡によるものです。
◇保有期間が5年以内の資産の譲渡を「短期譲渡」、5年を超える資産の譲渡を「長期譲渡」といいます。
※所得金額は、申告書裏面「12総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を用いて計算し、Ⅰ・Ⅱに記入しⅣの合計額を⑩に転記してください。特別控除の額は、差引金額に合わせて50万円まで控除されます。また、短期分から引き、引ききれない時は長期分から引いてください。

シ及び⑪ 一時所得……………賞金、懸賞当せん金、競馬等の払戻金、生命保険の満期受取金等によるものです。
※所得金額は、申告書裏面「12総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を用いて計算し、Ⅲに記入しⅣの合計金額を⑪に転記してください。特別控除の額は、差引金額に合わせて50万円まで控除されます。
※総合譲渡所得と一時所得が両方ある場合は、合算した金額を⑪に記入してください。

◎分離課税譲渡所得、山林所得、退職所得……………これらの所得のある人は、市役所市民税課にお問い合わせください。

3・4. 所得から差し引かれる金額に関する事項(所得から差し引かれる金額)

⑬社会保険料控除

令和7年中にあなたや生計を一にする配偶者などの親族が負担することになっている社会保険料を支払った場合に控除されます。年金から天引きされている国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、本人以外は控除できません。

※申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑬の該当項目に金額を記入し、合計金額を「4所得から差し引かれる金額」の⑬に転記してください。

⑭小規模企業共済等掛金控除

令和7年中にあなたが支払った小規模企業共済等掛金(旧第2種共済掛金を除きます)や心身障害者扶養共済掛金がある場合に控除されます。

※掛金の合計額を申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑭に記入し、「4所得から差し引かれる金額」の⑭に転記してください。

⑮生命保険料控除

令和7年中にあなたや配偶者、その他の親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った保険料がある場合に控除されます。

X：旧制度（平成23年12月31日以前の契約）		Y：新制度（平成24年1月1日以降の契約）	
支払額	控除額	支払額	控除額
～15,000円	支払保険料の全額	～12,000円	支払保険料の全額
15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+ 7,500円	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+ 6,000円
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円
70,001円～	35,000円	56,001円～	28,000円

申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑮にそれぞれの支払額の計を記入してください。

生命保険料控除の算出

控除額の種類	控除額		合計額	適用する控除額
	旧制度（Xで計算）	新制度（Yで計算）		
一般生命保険料	a	c	f (a+c：上限28,000円)	h (aとfのどちらか大きい額 上限額35,000円)
個人年金保険料	b	d	g (b+d：上限28,000円)	i (bとgのどちらか大きい額 上限額35,000円)
介護医療保険料	—	e		e (上限額28,000円)
控除額合計			Z	h + i + e (上限額70,000円)

上記の表に基づいて計算した「Z」の金額を「4所得から差し引かれる金額」の⑮に記入してください。

※平成23年12月31日以前に締結した保険契約などについては、従前の適用限度額(各3.5万円)がそのまま適用されます。

※平成24年1月1日以降に契約した生命保険料等と平成23年12月31日以前に契約した生命保険料等の双方について保険料控除の適用を受ける場合は、それぞれの計算式で求めた合計額を記入してください。

ただし、各控除の上限額は28,000円で、合計額の上限は70,000円です。

⑯地震保険料控除

令和7年中にあなたや生計を一にする配偶者など親族の常時居住している家屋や家財を保険の目的とした地震保険契約等に基づいて、あなたの支払った保険料がある場合に控除されます。

なお、経過措置として平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(満期返戻金のあるもので、保険期間10年以上のもの)の保険料については、従来の長期損害保険料と地震保険料をあわせて控除することができます。ただし、この場合の控除限度額は25,000円が上限となります。

※地震保険と長期損害保険の契約が同一契約である場合は、両方の契約区分を適用することができないため有利な方を選択してください。

地震保険料控除額の計算

旧長期損害保険料（合計）	A _____ 円	地震保険料（合計）	B _____ 円
--------------	-----------	-----------	-----------

申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑯に旧長期損害保険料の金額と地震保険料の金額のそれぞれを記入してください。

C 旧長期損害保険料	Aの金額	旧長期損害保険料の控除額	D 地震保険料	Bの金額	地震保険料の控除額
	～5,000円	Aの金額 _____ 円		～50,000円	B×0.5 _____ 円
	5,001円～15,000円	A×0.5+2,500円 _____ 円		50,001円～	25,000円
	15,001円～	10,000円			

C+D	地震保険料控除額（上限25,000円） E _____ 円
-----	-------------------------------

上記の表に基づいて計算した「E」の金額を「4所得から差し引かれる金額」の⑯に記入してください。

⑰～⑱寡婦控除・ひとり親控除

あなたが寡婦またはひとり親に該当する場合は、一定の金額の所得控除が受けられます。控除を受けるための要件は次の通りです。

		寡婦（注1）	ひとり親
対象となる方		夫と死別又は離婚された方（注2） あるいは夫の生死が不明な方（一定の場合に限ります。）	現に婚姻されていない方又は配偶者の生死が不明な方（一定の場合に限ります。）
要件	扶 養 要 件	《夫と離婚された方の場合》 扶養親族を有していること	生計を一にする子（注3）を有すること
	そ の 他 要 件	○合計所得金額が500万円以下であること ○住民票の記載について次のいずれかに該当すること ①あなたが住民票に世帯主として記載されている場合 あなたと同一の世帯に属する方に係る住民票に世帯主との続柄として、未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされた方がいないこと ②あなたが住民票に世帯主として記載されていない場合 あなたの住民票に世帯主との続柄として、未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと	
控 除 額		26万円	30万円

注1：ひとり親に該当する方を除きます。
注2：その年の12月31日の現況において婚姻されていない場合に限ります。
注3：総所得金額等が58万円以下の場合に限ります。

⑲勤労学生控除

あなたが学生、生徒で令和7年中の合計所得金額が85万円以下(そのうち自分の勤労によらない所得が10万円以下)の場合に控除されます。

◆所得控除額 26万円

※申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の「本人該当区分」欄の「⑩□勤労学生控除」に✓及び学校名を記入し、「4所得から差し引かれる金額」の⑲～⑳に控除額を転記してください。障害者控除と勤労学生控除に該当する場合は、それぞれの控除額の合計額を記入してください。

⑳障害者控除

あなたやあなたの同一生計配偶者（注1）、扶養親族が障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳を所持している方及び65歳以上で、障害者に準ずるものとして市長等の認定を受けている人など）である場合に控除されます。

◇身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級と記載されている人、重度の知的障害者と判定された人やいつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない人など、障害者のうち特に重度の障害のある人の場合は特別障害者に該当します。

◆所得控除額 特別障害者 30万円（同居特別障害者の場合には、23万円が控除額に加算されます）
その他の障害者 26万円

※申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の以下の該当区分ごとに障害の程度を記入し、「4所得から差し引かれる金額」の⑲～⑳に控除額を転記してください。障害者控除と勤労学生控除に該当する場合は、それぞれの控除額の合計額を記入してください。

- ・障害者が本人の場合 … 「㉔障害の程度」欄に障害の程度を記入
- ・配 偶 者 の 場 合 … 「㉔～㉖配偶者控除・配偶者特別控除」欄に障害の程度を記入
- ・扶 養 親 族 の 場 合 … 「㉖扶養控除」欄に障害の程度を記入

（注1）「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）で、合計所得金額が58万円（所得が給与だけの場合、給与収入が123万円）以下の人をいいます。

㉔配偶者控除・㉖配偶者特別控除は、7ページをご覧ください。

㉚扶養控除

令和7年12月31日現在で、あなたと生計を一にする親族（配偶者を除く）のうち令和7年中の合計所得金額が58万円（給与収入のみの場合、123万円）以下の場合（令和7年中に死亡した人を含む）に控除されます。ただし、その人が事業専従者となっている場合や、他の人の扶養親族とされた場合、また、生年月日が平成22年1月2日以降（16歳未満の人）の場合は該当しません。

- ◆特定扶養親族（生年月日が平成15年1月2日～平成19年1月1日までの人（年齢19歳以上23歳未満の人）） 45万円
- ◆老人扶養親族（生年月日が昭和31年1月1日以前の人（年齢70歳以上の人）） 38万円
- ◆同居老親等（老人扶養に該当する人が父母・祖父母などで同居している場合） 45万円
- ◆その他の扶養親族 33万円

※この控除を受ける人及び16歳未満の扶養親族を有する人は申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉚に扶養親族の氏名・生年月日・個人番号・続柄を記入し、同居・別居の区分に✓をつけ、控除額の合計を「4所得から差し引かれる金額」の㉚に転記してください。なお、別居の場合は裏面「13別居の扶養親族等に関する事項」も記入してください。
※国外居住親族の場合には、「親族関係書類」と「送金関係書類」が必要となります。詳しくは、国税庁ホームページにて「国外居住親族に係る扶養控除等の適用について」等をご確認ください。

※特定扶養親族の合計所得が58万円を超える場合、所得金額に応じて特定親族特別控除を受けることができます。詳しくは、次ページをご覧ください。

㉜特定親族特別控除

令和7年12月31日現在で、あなたと生計を一にする親族（生年月日が平成15年1月2日～平成19年1月1日までの人（年齢19歳以上23歳未満の人））のうち、令和7年中の合計所得金額が580,001円から1,230,000円以内の場合に控除されます。ただし、扶養親族が事業専従者となっている場合は該当しません。特定扶養控除を受ける方（扶養親族の合計所得金額が58万円以下の方）は、特定親族特別控除を併せて受けることはできません。

扶養親族の前年の 合計所得金額	扶養親族の前年の給与収入 （給与収入のみの場合）	特定親族特別控除額
580,001 ～ 950,000	1,230,001 ～ 1,600,000	450,000円
950,001 ～ 1,000,000	1,600,001 ～ 1,650,000	410,000円
1,000,001 ～ 1,050,000	1,650,001 ～ 1,700,000	310,000円
1,050,001 ～ 1,100,000	1,700,001 ～ 1,750,000	210,000円
1,100,001 ～ 1,150,000	1,750,001 ～ 1,800,000	110,000円
1,150,001 ～ 1,200,000	1,800,001 ～ 1,850,000	60,000円
1,200,001 ～ 1,230,000	1,850,001 ～ 1,880,000	30,000円
1,230,001 ～	1,880,001 ～	対象外

※特定親族特別控除に該当する場合は控除の適用はありますが、税法上の扶養親族としては扱われません。

㉝基礎控除

合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人について基礎控除の適用はありません。
基礎控除額は、個人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

個人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

㉞雑損控除

令和7年中にあなたや生計を一にする配偶者などの親族が、災害などにより住宅、家財などに損害を受けた場合に控除されます。なお、平成26年分からは、損害を受けた資産が減価償却資産である場合には、その資産の取得価格から減価償却費累積額相当額を控除した金額を基にして損害金額を計算することができます。

雑損控除額の計算

損害金額（合計）	A	円
保険金などで補てんされる金額	B	円
A－B（差引損失額）	C	円
申告書の⑫(所得の合計額)	D	円
D×0.1	E	円
C－E	F	円
Cのうち災害関連支出の金額	G	円
G－50,000 円	H	円
FとHのいずれが多い方の金額	I	雑損控除額 円

※申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉞に「A」・「B」・「G」を、「4所得から差し引かれる金額」の㉞に「I」の金額をそれぞれ転記してください。

㉟医療費控除・セルフメディケーション税制

令和7年中にあなたや生計を一にする配偶者などの親族のために支払った医療費が、一定の金額以上にある場合に控除されます。なお、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例は、選択によりどちらか一方の適用となります。また、医療費控除の申告をする場合は、必ず「医療費控除の明細書」、もしくは「セルフメディケーション税制の明細書」の記入及び提出をお願いします。提出の無い場合は医療費控除の適用ができません。
なお、セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、併せて、申告者がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行ったことを明らかにする書類の提出が必要となります。また、区分欄に「1」を記入してください。

②配偶者控除

あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の令和7年中の合計所得金額が58万円（給与収入のみの場合では123万円）以下の場合に控除されます。ただし、配偶者が事業専従者となっている場合や、他の人の扶養親族とされた場合は該当しません。配偶者控除を受ける方は、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。

◆所得控除額 次により求めた金額です。

		納税義務者の合計所得金額 （納税義務者が給与所得のみの場合の給与収入）			
		900万円以下 （1,095万円以下）	900万円超 950万円以下 （ 1,095万円超 1,145万円以下 ）	950万円超 1,000万円以下 （ 1,145万円超 1,195万円以下 ）	1,000万円超 （1,195万円超）
配 偶 者 控 除 額	配偶者の生年月日が 昭和31年1月2日以降	330,000円	220,000円	110,000円	対象外 （注1）
	配偶者の生年月日が 昭和31年1月1日以前	380,000円	260,000円	130,000円	

※申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の②に配偶者の氏名・生年月日・個人番号を記入し、該当する控除額を「4所得から差し引かれる金額」の②に転記してください。

（注1）あなたの合計所得が1,000万円を超える場合

もしあなたの合計所得が1,000万円を超える場合で、あなたと生計を一にする配偶者の合計所得が58万円以下であり、配偶者が他の家族の人から扶養されておらず、事業専従者となっていない場合は、申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の②に配偶者の氏名・生年月日・個人番号を記入し、「□同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）」に✓をしてください。配偶者が障害者であれば、さらに配偶者の障害の程度を記入していただくことで、障害者控除を受けることができます。障害者控除の控除額は5ページ②をご覧ください。

②配偶者特別控除

あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の令和7年中の合計所得金額が580,001円から1,330,000円以内の場合に控除されます。ただし、配偶者が事業専従者となっている場合は該当しません。配偶者控除を受ける方（配偶者の合計所得が58万円以下の方）は、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。

◆所得控除額 次により求めた金額です。

	配偶者の前年の 合計所得	配偶者の前年の給与収入 （給与収入のみの場合）	納税義務者の合計所得金額 （納税義務者が給与所得のみの場合の給与収入）			
			900万円以下 （1,095万円以下）	900万円超 950万円以下 （1,095万円超 1,145万円以下）	950万円超 1,000万円以下 （1,145万円超 1,195万円以下）	1,000万円超 （1,195万円超）
配 偶 者 特 別 控 除 額	580,001～950,000	1,230,001～1,600,000	330,000円	220,000円	110,000円	対 象 外
	950,001～1,000,000	1,600,001～1,650,000	330,000円	220,000円	110,000円	
	1,000,001～1,050,000	1,650,001～1,700,000	310,000円	210,000円	110,000円	
	1,050,001～1,100,000	1,700,001～1,750,000	260,000円	180,000円	90,000円	
	1,100,001～1,150,000	1,750,001～1,800,000	210,000円	140,000円	70,000円	
	1,150,001～1,200,000	1,800,001～1,850,000	160,000円	110,000円	60,000円	
	1,200,001～1,250,000	1,850,001～1,903,999	110,000円	80,000円	40,000円	
	1,250,001～1,300,000	1,904,000～1,971,999	60,000円	40,000円	20,000円	
	1,300,001～1,330,000	1,972,000～2,015,999	30,000円	20,000円	10,000円	
	1,330,001～	2,016,000～	対 象 外			—

※申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の②に配偶者の氏名・生年月日・個人番号を記入し、該当する控除額を「4所得から差し引かれる金額」の②に転記してください。

※所得金額調整控除の適用がある場合は、上記表の（ ）内の金額について、その金額に15万円を加算。

5. 給与・公的年金等以外の所得に係る市民税・県民税の納付方法

該当する所得に係る市民税・県民税の納付方法を選択する項目になります。希望する方法に✓をつけてください。なお、令和8年4月1日において65歳未満の方は、給与以外の所得に係る市民税・県民税の納付方法の選択となります。

裏面の利用・記入方法

6. 給与所得の内訳

日給月給など給与所得のある人で、源泉徴収票のない人はこの欄に記入してください。記入後は2ページ給与所得の計算に基づいて力及び⑥の欄に金額を記入してください。

7. 事業・不動産所得に関する事項

事業・不動産所得のある人は、この欄に記入の上、収入金額を申告書表面「1収入金額等」のア・イ・ウそれぞれに記入し、収入金額から必要経費を引いた金額を「2所得金額」の①・②・③にそれぞれ記入してください。

8. 配当所得に関する事項

配当所得がある人は、この欄に記入の上、収入は申告書表面「1収入金額等」のオに記入し、収入金額から必要経費を引いた金額を「2所得金額」の⑤に記入してください。

9. 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

公的年金等以外の雑所得に係る収入がある人は、この欄に記入し、雑所得（業務）の収入は申告書表面「1収入金額等」のクに記入し、収入金額から必要経費を引いた金額を「2所得金額」の⑧に記入してください。また、雑所得（その他）の収入は申告書表面「1収入金額等」のケに記入し、収入金額から必要経費を引いた金額を「2所得金額」の⑨に記入してください。

10. 事業専従者に関する事項

事業専従者に該当する人がいる場合は、申告書裏面「10事業専従者に関する事項」に記入してください。事業主は、事業専従者の給与支払報告書を事業専従者が1月1日にお住まいの自治体に提出する必要があります。

- 事業専従者に該当する人
納税義務者の営む事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき事業に、その年を通じて6か月を越える期間専ら従事する15歳以上（令和7年12月31日現在）の配偶者及び親族です。
※事業専従者に該当する人は、配偶者控除・配偶者特別控除又は扶養控除・特定親族特別控除の対象とすることはできません。
- 白色事業専従者控除額
次の①と②の金額のいずれか低い方の金額が、事業専従者控除額として必要経費とみなされます。
①イ. 配偶者が事業専従者の場合 860,000円 ロ. 配偶者以外の親族が事業専従者の場合 500,000円
②(事業所得+不動産所得+山林所得)÷(事業専従者の数+1)
※事業専従者控除額は、その事業専従者の給与所得の収入金額とみなされます。

11. 所得金額調整控除に関する事項

所得金額調整控除の内、①子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける場合に記入してください。なお、該当者が2人以上いる場合には、その内の1人のみ記入してください。
※所得金額調整控除について、詳しくは2ページをご覧ください。

12. 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡の収入がある人はこの欄に記入し、Ⅰ・Ⅱの金額をコ・サにそれぞれ記入してください。特別控除の額は、差引き金額に合わせて50万円まで控除されます。また短期分から引き、引ききれない時は長期分から引いてください。
一時所得の収入がある人はこの欄に記入し、Ⅲの金額をシに記入してください。
「1収入金額等」のコ・サ・シに記入がある人は、コはそのままの金額を記入し、サ・シに記入がある場合は2分の1の金額を「2所得金額」の⑩に記入してください。両方ある場合は合算した金額を記入してください。

13. 別居の扶養親族等に関する事項

別居の扶養親族がいる場合は、この欄に必ず記入してください。

14. 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、この欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額をそれぞれ記入してください。

15. 寄附金に関する事項

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。
都道府県・市区町村等へ寄附金のある人は、「市民税・県民税寄附金税額控除申告書(一)」を提出してください。
また、認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、この欄に記入せず、別途「市民税・県民税寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

16. 事業税に関する事項

- 事業税は、事業の種類により税率等が異なります。また、非課税の事業もありますので、次の（イ）及び（ロ）に該当する人は、申告書裏面「16事業税に関する事項」の「非課税所得など」欄に、該当する番号とその所得金額を記入してください。
- （イ）複数の事業を兼業している人で、そのうち次に掲げる事業より生ずる所得がある場合
- （ロ）次に掲げる所得(非課税所得)がある場合
- | | |
|--|---|
| 1. 畜産業（農業に付随して行うものを除きます）から生ずる所得 | 1. 林業から生ずる所得 |
| 2. 水産業（小規模な水産動植物の採捕の事業を除きます）から生ずる所得 | 2. 鉱物掘採事業から生ずる所得 |
| 3. 薪炭製造業から生ずる所得 | 3. 社会保険診療報酬に係る所得 |
| 4. あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業（両眼の視力を喪失した者又は、両眼の視力0.06以下の者が行うものを除きます）から生ずる所得 | 4. 外国での事業に係る所得（外国に有する事業所等で生じた所得） |
| 5. 装飾師業から生ずる所得 | 5. 地方税法第72条の2に定める個人の行う事業に該当しないものから生ずる所得 |

17. 所得がなかった人の記入欄

令和7年中に所得がなかった人は、申告書表面の必要事項及び、裏面の「17所得がなかった人の記入欄」に記入してください。
詳しくは、1ページをご覧ください。

市民税・県民税の計算方法

◎税額計算のしくみ（一般的な場合）

収入金額（申告書のア～シ） その年に確定した収入金額や 支払いを受けた金額	－	必要経費等 収入を得るために費やした 金額や給与所得控除金額等	=	合計所得金額（申告書の⑫） （例）事業・配当・不動産・給与・譲渡・ 一時・雑等の合計額
総所得金額 合計所得金額から純損失・雑損失 の繰越控除をした金額	－	所得控除額（申告書の㉑） 各種所得控除の合計金額	=	課税標準額 1,000円未満切り捨て
課税標準額 （総所得分）	×	市民税税率 （6％）	⇒	税額控除前 所得割額
	×	県民税税率 （4％）	⇒	税額控除前 所得割額
	－	税額控除 （配当控除、寄附金控除、調整控除等）	⇒	所得割額
	－	配当割額又は 株式等譲渡所得割額	⇒	所得割額
	+	均等割額 （3,000円）	⇒	所得割額
	+	均等割額 （1,000円）	⇒	所得割額
	+	森林 環境税 （1,000円）	⇒	年 税 額

◎所得割の税率および均等割額・森林環境税

	市 民 税		県 民 税		森 林 環 境 税
所 得 割 額	税 率	一律 6％	税 率	一律 4％	
均 等 割 額	3,000円		1,000円		1,000円

◎税額控除（配当控除）

課税所得金額 種 類		1,000万円 以下の部分		1,000万円 超 の 部 分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利 益 の 配 当 等		1.6％	1.2％	0.8％	0.6％
私募証券投資信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8％	0.6％	0.4％	0.3％
	外貨建等証券 投 資 信 託	0.4％	0.3％	0.2％	0.15％

◎税額控除（調整控除）

課税所得金額	計 算 式
200万円以下の人	・ 人的控除額の差の合計額 ・ 合計課税所得金額 （分離課税分は計算から除く） いずれか小さい額の5％
200万円超の人	{人的控除額の差の合計額－（課税所得金額－200万円）}の5％ ただし、算出した額が2,500円未満の場合は、2,500円

※合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除が適用されません。

◎税額控除（寄附金控除）

対 象 寄 附 金	都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税） 埼玉県共同募金会に対する寄附金 日本赤十字社埼玉県支部に対する寄附金 埼玉県・入間市の条例で指定された寄付金
適 用 下 限 額	2,000円
控 除 方 式	都道府県・市区町村以外に対する寄附金の控除額計算方法（ふるさと納税以外） 市民税（寄附金額－2,000円）×6％ 県民税（寄附金額－2,000円）×4％ 都道府県・市区町村に対する寄附金の控除額計算方法（ふるさと納税） 次の（1）と（2）の合計額を市県民税所得割額から控除 （1）基本控除額 （寄附金額－2,000円）×10％ （2）特例控除額（特例控除の金額は、所得割額の20％が上限） （寄附金額－2,000円） ×（90％－寄附者に適用される所得税の限界税率×1.021）
控除対象限度額	総所得金額等の30％ ただし、都道府県・市区町村以外に対する寄附金との合計額

※ 所得税の限界税率とは、所得税を計算する際にその人に適用される税率の中でもっとも高いものであり、所得税や所得控除により5～45％となります。

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

◎前年分の所得税において平成21年から令和7年12月31日までの間の入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた場合、①と②のいずれか少ない金額

①所得税の住宅借入金等特別控除額のうち、所得税において控除し切れなかった額

②所得税の課税総所得金額等の5％（上限は97,500円）

※居住開始日が平成26年4月1日から令和3年12月31日まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は、令和4年まで）の間で、住宅の取得が特定取得等に該当する場合、②の割合は7％、上限は136,500円。

人的控除額の差

控除の種類	金額	控除の種類	金額
障害者 控除	普 通 1万円	配偶者 控除(注1)	一 般 5万円
	特 別 10万円	老 人 10万円	
	(同居の親等) 22万円	配偶者特別 控除(注1)	48万円超50万円未満 5万円
寡婦控除	一 般 1万円	控除(注1)	50万円以上55万円未満 3万円
ひとり親 控除	父 親 1万円	一 般 5万円	
母子家庭 控除	母 親 5万円	扶 養 控除	特 定 18万円
勤労学生 控除	1万円	老 人 10万円	
基礎控除(注2)	5万円	同居老親等	13万円

(注1) 納税義務者の合計所得が900万円以下の場合です。

(注2) 基礎控除は実際の控除差に関わらず一律5万円

※ふるさと納税ワンストップ特例について

ふるさと納税における寄附金控除を受け

る以外に所得税確定申告や住民税申告の

必要がない給与所得者等が、ふるさと納税

分の控除を受けたい場合、ふるさと納税先

が5団体以内の場合に限って、本人がふる

さと納税先に申請することで、確定申告を

行うことなく住民税から所得税控除分を含

めた寄附金控除を受けられる制度です。

ただし、所得税確定申告や住民税申告を

行う場合には、ふるさと納税分も合わせて

申告していただく必要があります。

申告に必要なもの

必要なもの	具体例など	郵送の場合
①市民税・県民税申告書	必要事項を記入してください。	原本を同封してください。
②本人確認書類	・運転免許証 ・運転経歴証明書※1・パスポート ・障害者手帳 ・資格確認書※2・在留カード ・マイナンバーカード	コピーを同封してください。
③マイナンバー（個人番号） 確認書類	・マイナンバーカード ・通知カード※3 ・マイナンバーが記載された住民票の写し などのうちいずれか1つ	マイナンバーカードは ②と③を兼ねます。 表と裏をコピーしてください。
④所得が確認できる証明書	・給与所得の源泉徴収票 ・公的年金等の源泉徴収票など、 令和7年1月から令和7年12月までの所得がわかる書類	原本またはコピーを同封してください。
⑤各種控除に必要な書類	◇社会保険料控除の領収書・証明書 ・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 ・国民年金保険料 など ◇生命保険料、地震保険料などの控除証明書 ◇配偶者控除や配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得の証明書（④参照） ◇特定扶養控除や特定親族特別控除を受ける方は、親族の所得の証明書（④参照） ◇障害者控除を受ける方は、障害者手帳、障害者控除対象者認定書など ◇寄附金控除を受ける方は、寄附金の受領証明書など ◇医療費控除を受ける方は「医療費控除明細書」、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける方は「セルフメディケーション税制の明細書」と一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類 ※平成29年分の申告から、治療費・医薬品購入費の領収書の添付または提示は必要ありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため、申告期限等から5年間、領収書の提示または提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。	原本またはコピーを同封してください。

(注)お預かりした書類はお返しできかねますので、原本が必要な方はコピーを提出してください。

※1平成24年4月1日以降に交付されたものに限りです。

※2資格確認書の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分にマスキング処理

（番号等が復元できない程度に黒マジックなどで塗りつぶす等）をお願いします。

※3「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名・住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き確認書類として利用できます。

◎非課税判定について

市・県民税は均等割と所得割からなりますが、以下の条件に該当する方は市・県民税が非課税になります。

・均等割と所得割のいずれも課税されない方

- 1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方。
- 1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で、合計所得金額が135万円以下の方。
- 合計所得金額が次の金額以下の方。
扶養親族なしの場合 315,000円+100,000円
扶養親族ありの場合 315,000円×(扶養人数+1)+100,000円+189,000円

※均等割が課税されない方は、森林環境税も非課税になります。

・所得割が課税されない方

総所得金額が次の金額以下の方。

扶養親族なしの場合 350,000円+100,000円

扶養親族ありの場合 350,000円×(扶養人数+1)+100,000円+320,000円

※所得計算については2、3ページ参照

非課税となる収入の例

(障害者、未成年者、寡婦または、ひとり親で、合計所得金額が135万円以下)	
給与収入のみ	2,043,999円以下
年金収入のみ（65歳以上）	2,450,000円以下
年金収入のみ（65歳未満）	2,166,667円以下

(均等割・所得割が課税されない方、扶養なしの場合)	
給与収入のみ	1,065,000円以下
年金収入のみ（65歳以上）	1,515,000円以下
年金収入のみ（65歳未満）	1,015,000円以下

(所得割が課税されない方、扶養なしの場合)	
給与収入のみ	1,100,000円以下
年金収入のみ（65歳以上）	1,550,000円以下
年金収入のみ（65歳未満）	1,050,000円以下